

# 札幌テニス協会会則

令和5年2月12日改正

## 第1章 総則

(名称・事務所)

第1条 本会は、札幌テニス協会と称し、事務所を札幌市に置く。 英文表記は、Sapporo Tennis Association (略称 STA) とする。

(目的)

第2条 本会は、テニスの普及・振興をはかるとともに、テニスを介し豊かな精神を育み、もって市民の心身の健全な発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、札幌市の委嘱を受け、中島公園庭球場のテニスコート及びクラブハウスなどの管理運営を行うとともに、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 札幌市のテニス統括団体として、北海道テニス協会に加盟すること。
- (2) 札幌市のテニス団体を代表して、一般財団法人札幌市スポーツ協会に加盟すること。
- (3) 札幌市において行われる北海道テニス協会主催行事などの主管、共催又は協力を行うこと。
- (4) 本会の別に定める主催大会及び親睦行事等を開催すること。
- (5) 札幌ローンテニスクラブの管理運営を行うこと。  
札幌ローンテニスクラブの会則は、別に定める。
- (6) テニスを通じ、札幌市のスポーツ振興に寄与すること。
- (7) その他、本会の目的遂行に必要な事業及び指導を行うこと。

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、札幌ローンテニスクラブ及び基本的に札幌市内に活動の拠点を置き、本会の活動目的に賛同する団体とする。

- 2 会員である団体に所属するメンバーの過半数は、札幌市内に在住する者又は札幌市内に勤務若しくは通学する者とし、代表者は市内に在住する者とする。
- 3 団体の種別・会費等については、札幌テニス協会会則の細則に定める。
- 4 会員の代表は、総会において議決権を行使することができる。
- 5 会員である団体に所属し、本会に登録した個人を本会の登録会員とする。
- 6 登録会員は、本会又は北海道テニス協会をはじめとする本会上部団体の開催する公式テニス大会に参加することができる。

(会員の入会)

第5条 本会に入会するときは、所定の書式により申し込むものとする。

(会費)

第6条 本会の会員は、毎年、札幌テニス協会会則の細則に定める額を4月末日までに納入するものとする。

2 年会費は、1月1日から12月31日までの1年間とする。

3 新入会員は、当年度分の年会費を納入するものとする。

4 払い込んだ年会費等は、原則として返戻しない。

(除名)

第7条 本会の会員が、会員として不適当と認められたときは、理事会の決議に従い除名することができる。

2 除名手続きは、理事会の開催日の10日前までに、その会員に除名する旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

この除名決議は、理事の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

### 第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事40名以内

(2) 監事2名

2 本会の役員の選考方法は、次のとおりとする。

(1) 役員は、選考委員会の推薦を受け、理事会の決議を経て、総会において選任する。

(2) 候補者は、前年度の選考委員会で推薦する。

(3) 選考委員会は、会長、副会長、理事長及び副理事長で構成する。

3 理事のうち、1名を会長とする。また、会長を除き若干名を副会長、1名を理事長、1名を副理事長、若干名を常務理事とすることができる。

4 会長は、理事の互選で決定し、同時に、副会長、理事長、副理事長及び常務理事を指名し委嘱する。

5 役員は、ボランティア（無報酬）を原則とする。

(役員職務)

第9条 本会の役員は、次の職務を行うものとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務全体を管理統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事長は、理事会を代表し、本会の事業運営を統括して推進処理する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(5) 常務理事は、本会の事業運営を分担して推進処理する。

(6) 理事は、理事会及び常務理事会を組織し、総会の議決を執行する。

(7) 監事は、業務及び会計を監査し、理事会に出席するものとする。

(役員任期)

第10条 本会の役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(理事会・常務理事会)

第11条 理事会及び常務理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、現在数の過半数の出席がなければこれを開く事ができない。ただし、当該事項につき、書面等であらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(決議)

第12条 会議の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第4章 名誉会長・顧問・相談役・会友

(名誉会長・顧問・相談役)

第13条 本会に名誉会長、顧問又は相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、総会又は理事会に出席することができ、また、その諮問に応じるものとする。

(会友)

第14条 会長が推薦する団体又は個人を、理事会において会友に推薦することができる。

#### 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 本会の業務遂行上必要があるときは、理事会の決議により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の運営については、札幌テニス協会会則の細則で定める。

#### 第6章 総会

(総会)

第16条 定時総会は、全ての会員及び理事をもって構成する。

2 本会の定時総会は、毎年2月に開催する。

3 定時総会は、会長が招集し、その議長となる。

4 定時総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び収支決算報告

(2) 本年度の事業計画及び予算

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 会則の変更

(5) その他必要な事項

5 総会に出席することができない会員は、委任状をもってその議決に参加することができる。

(臨時総会)

第 17 条 本会の臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(議決)

第 18 条 本会の総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

## 第 7 章 会計

(経費)

第 19 条 本会の経費は、年会費、寄付金、補助金、雑収入その他の収入をもってこれにあ  
てる。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 補則

(会則の変更)

第 21 条 本会の会則は、総会の決議がなければ変更できない。

(細則の制定)

第 22 条 本会の運営に必要な細則は、理事会において定める。

(委任)

第 23 条 本会則及び細則に定めていない事項については、会長及び理事長が合議の上対処  
する。

附則 この会則は、昭和 13 年 2 月に制定する。

附則 この会則は、昭和 40 年 3 月 22 日から施行する。

附則 この会則は、昭和 43 年 3 月 24 日から施行する。

附則 この会則は、昭和 46 年 2 月 27 日から施行する。

附則 この会則は、昭和 49 年 2 月 24 日から施行する。

附則 この会則は、昭和 50 年 3 月 9 日から施行する。

附則 この会則は、昭和 54 年 2 月 24 日から施行する。

附則 この会則は、昭和 57 年 2 月 13 日から施行する。

附則 この会則は、平成 11 年 2 月 27 日から施行する。

附則 この会則は、平成 19 年 2 月 24 日から施行する。

附則 この会則は（令和 5 年 2 月 12 日改正）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。